

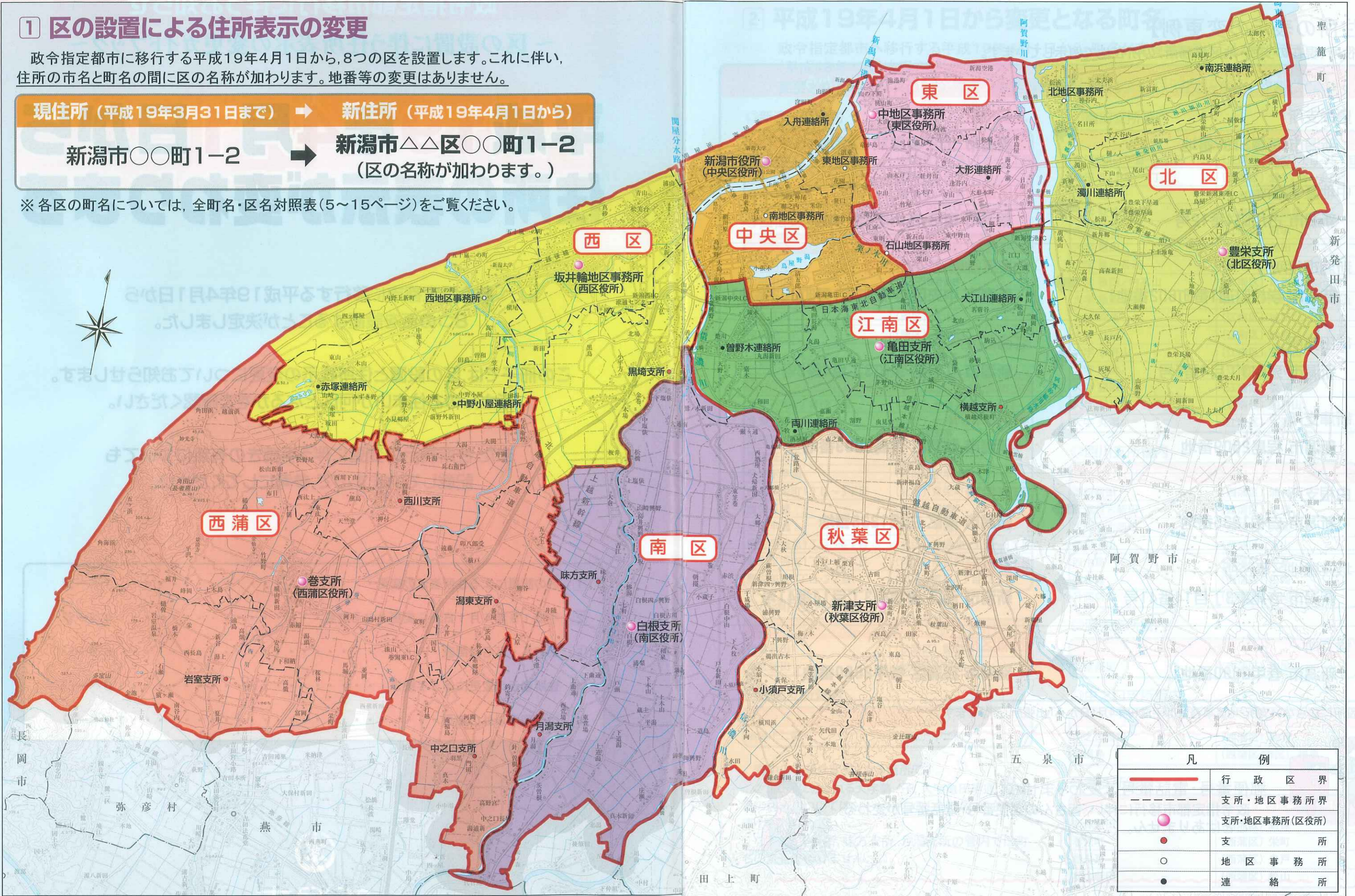
1 区の設定による住所表示の変更

政令指定都市に移行する平成19年4月1日から、8つの区を設置します。これに伴い、住所の市名と町名の間には区の名前が加わります。地番等の変更はありません。

現住所 (平成19年3月31日まで) → 新住所 (平成19年4月1日から)

新潟市〇〇町1-2 → 新潟市△△区〇〇町1-2
(区の名前が加わります。)

※ 各区の町名については、全町名・区名対照表(5~15ページ)をご覧ください。



凡 例	
— (Red solid line)	行政区界
- - - (Black dashed line)	支所・地区事務所界
● (Pink circle)	支所・地区事務所(区役所)
● (Red circle)	支 所
○ (White circle)	地 区 事 務 所
● (Black circle)	連 絡 所

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。承認番号 平18 北複 第146号